

抜粋資料

基本指針の主な記載事項 (計画作成指針関係)

第4回子ども・子育て会議の資料1－2について、委員からのご意見等を踏まえて加筆・修正したもの。

平成 25 年 7 月 26 日

1

第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項（略）

第二 幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

一 幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的考え方

[以下の事項について記載することを想定]

- 子ども・子育て支援は、子ども・子育て支援の意義を踏まえて実施。
- 市町村は子ども・子育て支援新制度の実施主体
 - ・地域住民の子ども・子育て支援の利用状況＋利用希望を把握
 - 「市町村子ども・子育て支援事業計画」を作成
 - 質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施
- 都道府県は広域性と専門性を有する立場から、実施主体たる市町村を支援
 - ・市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を作成
 - 質の高い幼児期の学校教育・保育を計画的に実施
 - この他、市町村域を超えた広域調整、幼稚園教諭・保育士等の人材確保・質の向上に係る方策、保護を要する子どもに関する専門知識を要する施策等を実施。
- 国は、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、必要な支援を実施。

2

○子ども・子育て支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供が主眼。

- 質の確保・向上を図ることが重要
- 幼児教育・保育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続(保幼小連携)の取組の推進
- 幼稚園教諭・保育士等の研修の充実等による資質・能力の向上、処遇改善をはじめとする労働環境への配慮
- 施設・事業の運営の状況に関する評価の実施、運営の改善 等
- 障害児など特別な支援が必要な子どもが円滑に幼児期の学校教育・保育等を利用できるようにするための配慮が必要。
- 市町村、都道府県及び国は、教育・保育施設(※)の自己評価、関係者評価、第三者評価等を通じた運営改善の取組の促進に必要な支援を実施

※ 認定こども園、幼稚園、保育所

二 子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携・協働

[以下の事項について記載することを想定]

- 質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供のため、関係者は、以下の連携・協働の体制を整備。
 - ・市町村内、都道府県内における新制度に係る事務の一元の実施体制の整備、関係部局間の連携・協働
 - ・市町村相互間、市町村と都道府県の連携・協働

3

- ・市町村と事業者、事業者間の連携・協働(教育・保育施設と地域型保育事業者との連携、保育所等と放課後児童健全育成事業との連携等)
- ・妊娠・出産期からの切れ目ない支援に係る連携、保幼小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携
- ・国と地方自治体の連携・協働

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項(事業計画作成指針)

一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

[以下の事項について記載することを想定]

- すべての市町村、都道府県は、子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえて事業計画を作成。
- 市町村は、幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業についての現在の利用状況＋利用希望を踏まえて計画を作成。
- 計画作成段階において市町村間の調整、一定期間ごと(例えば四半期ごと)に市町村と都道府県の協議・調整。

4

二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項(必須記載事項)

1 教育・保育提供区域の設定

[以下の事項について記載することを想定]

○市町村は、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に異動することが可能な区域(「教育・保育提供区域」)を設定。

※小学校区、中学校区、行政区などを想定。

2 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み(参酌標準)、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

2-1 幼児期の学校教育・保育の量の見込み(参酌標準)

[以下の事項について記載することを想定]

○市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を定める。

・当該市町村に居住する子どもについて、「現在の認定こども園、幼稚園、保育所、保育ママ、認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて設定。

・認定の区分(※)に加え、0歳、1-2歳、3-5歳の3区分で設定する。

ー地域の実情等に応じて、さらに細かい区分で設定することも可能。

5

※認定の区分

ー3-5歳、幼児期の学校教育(以下「学校教育」という)のみ

ー3-5歳、保育の必要性あり

ー0-2歳、保育の必要性あり

※この資料で「保育」とは、改正後の児童福祉法第6条の3第7項に規定する保育を指す。

・保育の必要性がある子どもについて、「長時間」と「短時間」は分けない。

ー地域の実情等に応じて、区分することも可能。

※事業所内保育については、当該企業の労働者に係る定員を除いたものを計画に定める。

(子ども・子育て支援法第61条第2項第1号)

○待機児童の中心である0-2歳の子どもの保育利用率について、国が目標値設定の考え方を提示し、各市町村が計画期間内における目標値を設定。

○量の見込みの設定に関して社会的流出入の動向等を勘案することも可。この場合には、その積算根拠などについて透明性の確保が必要。(地方版子ども・子育て会議等における議論など)

6

2-2 実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

[以下の事項について記載することを想定]

○市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設(※1)及び地域型保育事業(※2)による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定。

・教育・保育施設(※1)、地域型保育事業(※2)の別に設定。

※ 保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の幼児期の学校教育・保育の利用状況や利用希望を十分に踏まえた上で設定。

(イメージ)

		1年目			2年目			3年目		
		3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり
①量の見込み(必要利用定員総数)		300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人
② 確保 の 内容	認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	300人	200人	80人	300人	200人	150人	300人	200人	150人
	地域型保育事業 (※2)			20人			30人			50人
②-①		0	0	▲100人	0	0	▲20人	0	0	0

※0-2歳・保育の必要性なしの子どもに関しては、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業等の利用希望を把握し、確保の内容及び実施時期を計画に記載。(地域子ども・子育て支援事業。P9、10参照)

※当分の間、上記に加え、市町村又は都道府県が財政支援等を行っている認可外保育施設等による提供体制の確保について記載することも可能。

7

・「当該市町村に居住する子ども」の利用に関して設定。

→他市町村の教育・保育施設(※1)、地域型保育事業(※2)や確認を受けない幼稚園(※3)により確保する場合には、これらについても記載(需給調整の際に考慮を行うことも可能→P17参照)。

* 他市町村の教育・保育施設、地域型保育事業を記載する場合は、計画作成時に市町村間で調整。(必要に応じ都道府県による広域調整)

※1 認定こども園、幼稚園、保育所

※2 小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

※3 市町村の確認を受けない幼稚園は、施設型給付の対象とならない。私学助成等により財政支援。

○市町村は、計画期間について、「量の見込み」に対応するよう「確保の内容」を定め、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業を整備。

・「待機児童解消加速化プラン」(平成25年4月19日総理公表)により、保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに待機児童解消を目指す。

※市町村計画には、あわせて特別な支援が必要な子どもの受入体制についても記載を検討。

→この前提として、市町村は特別な支援が必要な子どもが利用可能な教育・保育施設及び地域型保育事業所をあらかじめ把握、計画作成段階で調整。

なお利用段階において、必要に応じて障害児相談支援(利用時の支援等)との連携を推進。また教育・保育施設、地域型保育事業者等は、設置・運営の際に、特別な支援が必要な子どもの受入れに配慮。

8

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(参酌標準)、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

3-1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(参酌標準)

[以下の事項について記載することを想定]

○市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定める。

・当該市町村に居住する子どもの地域子ども・子育て支援事業に該当する事業(※)の「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定。

※放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業など

○放課後児童健全育成事業は、学年が上がるほど利用が減少傾向にある。

→「年齢×親の就業状況」による機械的な試算ではなく、幅広く放課後の居場所を聞く方法により利用希望を把握することが必要。

○地域子ども・子育て支援事業の実施に当たっては、妊娠期からの切れ目ない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連施策との連携の確保が必要。

9

3-2 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

[以下の事項について記載することを想定]

○市町村は、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期(確保方策))を設定。

(イメージ)

地域子育て支援拠点事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	3000人(10 か所)	3000人(10 か所)	3000人(10 か所)
②確保の内容	3000人(10 か所)	3000人(10 か所)	3000人(10 か所)
②-①	0	0	0

放課後児童健全育成事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	800人(20 か所)	800人(20 か所)	800人(20 か所)
②確保の内容	600人(16 か所)	700人(18 か所)	800人(20 か所)
②-①	▲200人(4 か所)	▲100人(2 か所)	0

※事業ごとに記載。

○放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、児童館や放課後子ども教室等との連携に努める。

10

4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

[以下の事項について記載することを想定]

- 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方(認定こども園を普及させる背景や必要性等)
- 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策
- 幼児期の学校教育・保育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続(保幼小連携)の取組の推進
- 保幼小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携

三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

[以下の事項について記載することを想定]

- 市町村は、保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備。
- 0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業期間満了時(原則1歳到達時)からの利用を希望する保護者が、1歳から質の高い保育を利用できるような環境を整えることが重要である旨を記載。

11

2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

[以下の事項について記載することを想定]

- 都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を記載。
 - 児童虐待防止対策の充実
 - 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
 - 障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実
- ※社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会等における議論を踏まえて記載。
- ※上記の施策について、子ども・子育て支援新制度以外の施策との連携の必要性も記載。

3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

[以下の事項について記載することを想定]

- 市町村は、都道府県、地域の企業、労働者団体、都道府県労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進める。
 - 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し(長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含む)
 - ・労働者、事業主、住民の理解促進・具体的な実現方法の周知のための広報・啓発
 - ・好事例の収集・提供等
 - ・企業における研修の実施等

12

・仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の表彰等
・公共調達における優遇措置等による仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の
取組支援
—仕事と子育ての両立のための基盤整備
※次世代行動計画作成指針の記載を踏まえて記載。

第六 その他

[以下の事項について記載することを想定]

- 市町村及び都道府県は、子ども・子育て支援事業計画等への子育て当事者等の意見の反映をはじめ、子ども・子育て支援施策を地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施することを担保するとともに、計画を定期的に点検・評価し、必要に応じて改善を促すため、子ども・子育て支援法に基づく審議会その他の合議制の機関等（いわゆる地方版子ども・子育て会議）を置くことに努める。
- 地方版子ども・子育て会議では、毎年度、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況や費用の使途実績等について点検・評価し、必要に応じて改善を促す。

25

計画の見直しについて

○子ども・子育て支援事業計画は、毎年度点検・評価。

※「量の見込み」「確保の内容」の双方について、認定の状況、施設・事業の利用状況、整備状況等をもとに行うイメージ。

○計画に定めた「量の見込み」「確保の内容」と対比して、必要がある場合は計画を見直し(中間年を目安)。

※乖離がない場合は計画の見直しは不要。

→本制度のPDCAサイクルを確保(地方版子ども・子育て会議等を活用することを想定)

①【計画段階】 ~Plan~

		1年目			2年目			3年目			4年目			5年目		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
① 量の見込み(必要利用定員総数)		300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人
② 確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(教育・保育施設) ②'	300人	200人	80人	300人	200人	150人	300人	200人	150人	300人	200人	150人	300人	200人	150人
	地域型保育事業 ②''			20人			30人			50人			50人			50人
②-①		0	0	▲100人	0	0	▲20人	0	0	0	0	0	0	0	0	0

②【実施段階】 ~Do~

※認定者数が想定を上回ったケース

		1年目			2年目		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号
① 量の見込み		300人	200人	200人	300人	200人	200人
	認定者数	300人	210人	210人	300人	220人	220人
②	②'	300人	200人	80人	300人	200人	150人
	②''			20人			30人
②-①		0	▲10人	▲110人	0	▲20人	▲40人

④【見直し後の計画】 ~Action~

		3年目			4年目			5年目		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
① 量の見込み		300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人
	認定者数	300人	220人	220人	300人	220人	220人	300人	220人	220人
②	②'	300人	200人	150人	300人	220人	150人	300人	220人	150人
	②''			70人			70人			70人
②-①		0	▲20人	0	0	0	0	0	0	0

③【点検・評価】 ~Check~

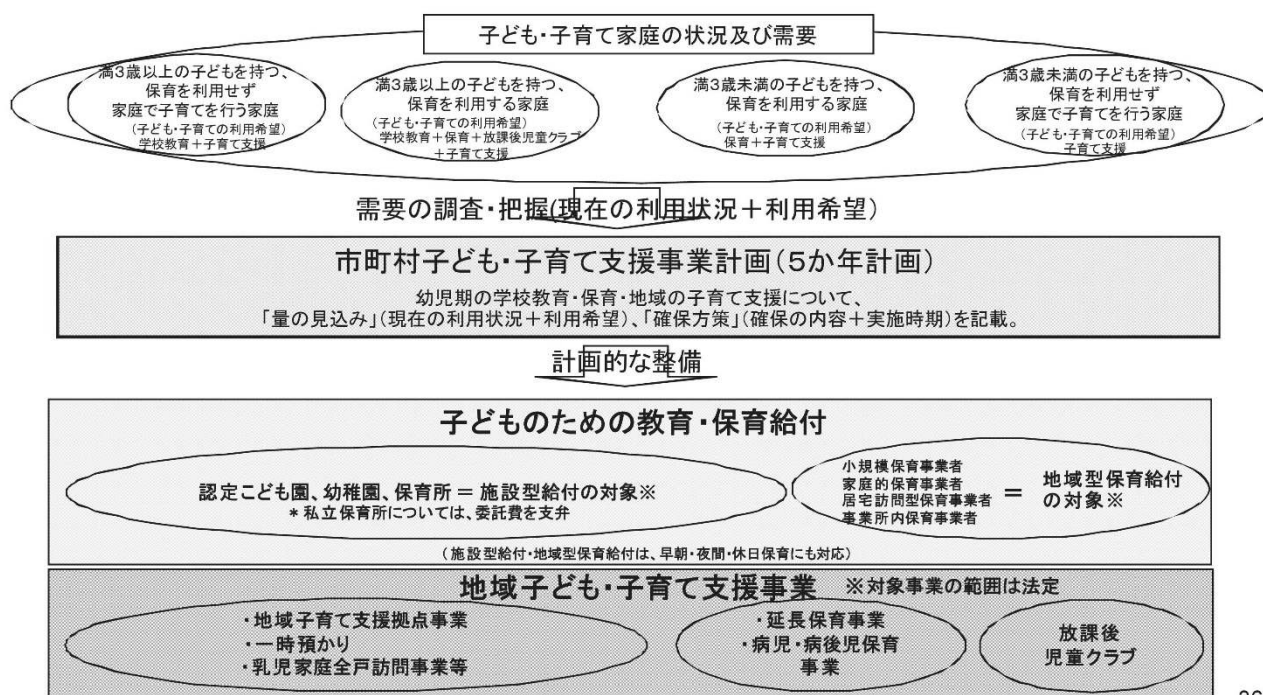
点検・評価(毎年度) → 必要に応じて計画の見直し(中間年を目安)

※地方版子ども・子育て会議等を活用

26

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)



※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの 36

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ②

○市町村子ども・子育て支援事業計画には、基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載。

○あわせて、任意的記載事項として、都道府県が行う専門的な知識・技能を要する社会的養護等に係る支援との連携やワーク・ライフ・バランスに係る施策との連携等についても記載。

【市町村子ども・子育て支援事業計画記載事項】(子ども・子育て支援法第61条第2項・第3項)

＜必須記載事項＞

- 区域の設定 (第2項第1号)
- 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 (第2項第1号)
- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 (第2項第2号)
- 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 (第2項第3号)

＜任意記載事項＞

- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 (第3項第1号)
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携 (第3項第2号)
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 (第3項第3号)

37

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ③

○市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント 「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」

<量の見込み>

- ・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況＋利用希望」を踏まえて記載(参酌標準)。

→住民の利用希望の把握が前提。(子ども・子育て支援法第61条第4項)

<確保の内容・実施時期>

- ・幼児期の学校教育・保育について、施設(認定こども園、幼稚園、保育所)、地域型保育事業による確保の状況を記載。
- ・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。

(例) 平成27年度に地域型保育事業(50人分)を整備、平成28年度に施設(100人分)を整備

- ・地域子ども・子育て支援事業についても同様に、確保の状況を記載。また量の見込みとの差がある場合には、事業の整備が必要。

○区域設定

○幼児期の学校教育・保育

<量の見込み>

- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり(3-5歳) <2号>
- 保育の必要性あり(0-2歳) <3号>

<確保の内容・実施時期>

- 施設(認定こども園、幼稚園)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備

※上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。
例)「保育の必要性あり(3-5歳)<2号>」→地域型保育事業で確保

○地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、ファミリーサポートセンター事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等(13事業)

量の見込み

確保の内容、
実施時期

不足がある場合は整備

(○年度に○人分)

- 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方針に係る事項
- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立を図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

38

5. 参照条文①

(基本指針)

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・子育て支援の意義並びに子ども・子育て支援給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項
- 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
- 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
- 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立を図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(以下「教育・保育提供区域」という。)ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)、特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数(同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

45

5. 参照条文②

- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第百七条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）

- 第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。
- 2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - 三 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

46

5. 参照条文③

- 四 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項
- 五 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項
- 3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する第三十一条第三項及び第三十二条第三項の規定による協議に係る調整その他市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項
 - 二 教育・保育情報の公表に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第十七条第二項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

47